

有償在宅福祉サービス事業の見直しの方向性  
(福祉公社作成)

1 見直しの考え方

- ・ 介護保険制度や社会資源の充実から、現在の有償在宅福祉サービス事業を廃止する。
- ・ 現在の権利擁護事業は引き続き実施する。
- ・ 家族機能等の希薄な高齢者等のために、生活を包括的に支援する安心サービス(仮称)を付加し、必要に応じて提供できるようにする。
- ・ 安心サービス(仮称)には、利用者が自身の状況に合わせ必要なサービスが選択できるように、オプションサービスを用意する。
- ・ 利用に際しては、包括的な料金設定から付加するサービスごとに利用料金を設定し、負担額の適正化を行い、事業収支を改善する。

2 見直しの内容

(1) 権利擁護事業

- ・ 消費税を外税化する。
- ・ 2つのコースを設定し、事業を強化する。
  - A コース：基本コース
    - ・ 従来とサービス内容、利用料は同じ。
  - B コース：基本コース+安心サービス(仮称)
    - ・ A コースに加えて、希望する方に家族的サポート機能として生活を包括的に支援する。
    - ・ 利用料はサービス対価に見合った額とする。
    - ・ 安心サービス(仮称)の内容は、ソーシャルワーカー等による心身・生活状況の確認、相談援助、各種サービスの調整・利用援助。
    - ・ オプションサービスとして、看護師訪問、夜間休日緊急対応、通院・入院付添、没後対応などを用意し、それぞれに料金を設定する。

(2) 有償在宅福祉サービス事業

- ・ 現在の事業は廃止する。
- ・ 提供していたサービス内容を切り分けて、オプションサービスを含む安心サービス(仮称)として、権利擁護事業に付加する。